

札幌地域労組千歳相互バス支部 支部長 江崎 毅から、令和6年（2024年）4月15日、次のとおり争議行為を行う旨、労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定による通知があった。

令和6年（2024年）4月16日

北海道知事 鈴木 直道

- 1 事 件 会社へ賃金引上げ他労働条件の改善、不当労働行為の謝罪・是正、コンプライアンスの徹底、千歳市民の公共交通を守るための経営努力を要望
- 2 日 時 2024年4月26日以降本件の完全解決まで
- 3 場 所 組合員が従事する千歳相互バス観光バス株式会社内の営業所内
- 4 概 要 ストライキを含むあらゆる形の争議行為を前項記載場所の全体または一部において実施する。